

心の中のアパルトヘイト

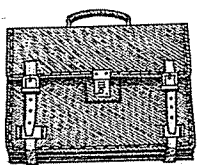
家 正治

一、激動する国際社会とアフリカ

二十世紀もあと残り少なくなり、西暦二〇〇〇年まであと十年を割ることになりました。ところが、二十一世紀を前にして国際社会は激動の時代を迎えております。海図のない時代とも言われるような、いわゆる激動の時期を迎えているわけですが、一九八九年という年は一つの大きな転換期であったと思います。

私はこの二十世紀において四つの大きな転換期があったのではなからうかと思っております。一つは一九一七

年のロシア革命でして、いわゆる資本主義諸国の中に社会経済構造を異にする社会主義国家、ソビエトが誕生したこの年は一つの大きな節目であったであろうと思います。二つ目は一九四五年であろうと思います。これは日本が終戦を迎えた年でございまして、中国の人たちや、あるいは朝鮮の人たちにとりましては解放の日であったわけですし、またドイツのナチズム、イタリアのファシズムや日本の軍国主義が敗北した、その象徴的な年です。また三つ目は一九六〇年であろうと思います。一九六〇年はアフリカの年ともいいまして、十七



の国が一挙に国連に加盟したわけですが、その十七のうち十六はアフリカの諸国で、他の一つはキプロスでした。そしてまた、この一九六〇年には日本ではいわゆる六〇年安保の年です。さらに、この頃から日本は高度経済成長に入っていくわけで、一九六〇年という年も一つの大きな節目であっただろうと思うわけです。

それともう一つは一九八九年です。一九八九年五月にはゴルバチョフ書記長が中国に行き、鄧小平氏と会談を行い歴史的な中ソの間の和解が成立しましたし、また十一月九日には米ソを中心とする東西の冷戦の象徴とも言えるベルリンの壁が開放される。そしてそれを契機としてその後、東欧諸国では一連の民主化がおきています。また同じ年の十二月ですが、米ソの首脳が地中海のマルタで会談をいたしまして、両首脳は世界は冷戦から脱出しつつあり、新しい時代に突入しつつあると述べまして、冷戦構造の崩壊を宣言したわけです。このような兆しは一九八七年十二月にINF全廃条約、INFというのは中距離核戦力ですが、これを全廃するという条約が結ばれて、米ソの間の新しい動きとして注目されていた

わけですが、しかしながら一九八九年のような事態をもたらすとは、一九八七年十二月当時でも考えられなかったことでした。

ところで激動する一九八九年の十一月ですが、アフリカ大陸の最後の植民地でありますナミビアで制憲議会の選挙が行われました。それは独立に向けての憲法を審議・制定するための議会であるわけですが、南西アフリカ人民機構(SWAPO)が過半数を制しました。そしてこの議会選挙をふまえて、今年(一九九〇年)の三月二十一日にナミビアは独立したわけです。ご承知のようにナミビアというのは南アフリカに接している国です。そのナミビアは本年一九九〇年四月一日に独立する予定だったのですが、早められて三月二十一日にナミビアは独立いたしました。この三月二十一日というのは非常に注目すべき日であるわけです。と申しますのは、この三月二十一日は国際人種差別撤廃デーとなっているからです。なぜ三月二十一日に国際人種差別撤廃デーになっているかといいますと、一九六〇年に南アフリカのシャープビルというところでバス法に反対するデモが行われた

わけなんです。その平和的なデモ隊に対して南アの警察隊が発砲しまして、六九人のアフリカ人が死亡する、そして一八〇人が負傷するという事件が起きたわけです。この事件を忘れてはならないということで、国連総会はこの三月二十一日を国際人種差別撤廃デーと決めたわけです。ナミビアが三月二十一日に独立したということとは、南アフリカのアパルトヘイトに対する反対運動と連動しており、大きなインパクトを与えるものと言えるかと思っています。

このようにナミビアの独立はアパルトヘイトの反対運動にとり非常に象徴的な面があるわけですが、さらにもう一つ大きな意味をもっているかと思うわけです。すなわち第二次世界大戦後、民族解放運動の波が次第にアフリカの北の方からサハラ砂漠を越えてブラックアフリカに南下していきまして、一九七五年にはモザンビークとアンゴラが独立をする、そして一九八〇年にはジンバブエという国が独立する、また一九九〇年の三月二十一日にはナミビアが独立する、このようにして現在アフリカ大陸に残っているまだ解放されていない地域は南アフリ

カのみとなりました。すなわちアパルトヘイトの下で南アフリカの黒人たちは解放されていないということで、南ア共和国は最後の白人帝国だと言われているわけです。

二、アパルトヘイトとその実態

ところで、一九八九年九月、デクラーク大統領がボタ大統領に代わって登場して以降、種々の流動的な動きがあるのですが、その前に若干、南アフリカの状況につきまして見ていきたいと思います。南アはその面積はイギリスの約五倍ということで非常に大きな面積を有しています。そして南アの推定人口ですが、一九八五年現在、二九〇〇万人で、そのうちアフリカ人は七五%を占めており、二一九万七二五三人、白人は四五万六三九人で一五%、そして混血の人、カラードと一般に言われておりますが、二八五万三九六四人で八%、そしてアジア人、インドパキスタン系の人々がその多くを占めていますが、八〇万一千七五八人で、三%となっています。

ところで、アパルトヘイトという言葉について最近で

は多くの人は聞き知っていることと思いますが、アパルトヘイトとはどのようなものであるのか考察したいと思っています。アパルトヘイト (Apartheid) という言葉はフリカーンス語ですが、オランダ語を基礎としてできた土着の言葉です。アパルトヘイトは英語ではアパートネス (apartness)、あるいはアパルトフウト (aparthood) という言葉に近いと言われているのですが、このアパルトヘイトという言葉が南アで最初に使われたのは一九四三年三月二十六日づけの『デイ・ブルヘル』という新聞の社説の中においてだということとして、また議会では一九四八年一月二十五日、当時のマラン首相が初めて使ったといわれています。このアパルトヘイトという単語ですが、南アで発行されていますアフリカーンス語辞典の中にアパルトヘイトという単語が出てくるのは一九五〇年代になってからでして、このことからアパルトヘイトそのもの自体はそんなに古くはないということを示しています。結論的に言いますと、一九四八年に政権を握った国民党が制度的な形でアパルトヘイト政策を打ち出した後になって初めてこのアパルトヘイトという

用語が使われてくるわけでした、決してそんなに古いものではないということです。南アでは公式には一九六〇年代以降アパルトヘイトという言葉は使いませんが、「分離発展」(separate development) を使用しています。そして、人種・文化などが異なるのであるから、分離するけれども平等に発展していくのだというわけですが (separate but equal development)。そして後で述べますように、十のエスニック・グループ、民族集団がそれぞれの土地で自決するのだと南ア政府は言うわけです。ところで、アパルトヘイトの定義ですが、国連総会が一九七三年に採択しましたアパルトヘイト罪の抑圧及び処罰に関する国際条約によりますと次のように定義しております。『アパルトヘイト犯罪』(南部アフリカにおいて行われている人種隔離及び差別の類似の政策及び慣行を含む) とは一つの種族的集団が他の種族的集団に対する支配を確立し及び維持し並びに体系的に他の種族的集団を圧迫する目的で行う次の非人道的行為をいうと規定し、そしてその非人道的行為を(a) から(f) まで列挙しています。

そして、その本質的な面から言えば、アパルトヘイト政策とは、アフリカ人のそれぞれの民族集団をそれぞれ地理的に分離して、僅か人口一五%の白人が七五%の黒人とその他の有色人種を差別して、優越的な既得権を確立し、そして支配的な立場を維持していこうとする制度であると言えるであろうと思います。

先程も申しましたが戦前におきましても有色人種は白人から差別はされておりましたけれども、しかしアパルトヘイトという形で制度的で体系的な形になってくるのは戦後でして、それは一九四八年に国民党が政権をとって以後のことです。それまでもたしかに差別的な立法がありました。たとえば一九一三年に制定された原住民土地法という法律がありまして、原住民指定地を南アの面積の九%以内に制限していました。その後、原住民信託土地法という法律を作り、その原住民指定地を一三%に拡大いたしました。しかし一九四八年までは、これが実際は実施されていなかったのです。それが一九四八年に国民党が政権を取りますと、これらの法律を具体的に実施に乗り出したわけです。これらの一三%の土

地というのは不毛の地域で、雨もあまり降らないような土地ですし、見るべき産業もありません。

さらに問題なのは先程も申しましたように十の民族集団をそれぞれの民族集団ごとにこの一三%の土地に押し込めようというわけですが、たとえばズールー人のパンツスタン、南アフリカは「ホームランド」と呼んでいますが、一つのまとまった地域ではなく二十九の地域にバラバラになっております。また、十のパンツスタンのうちのボスタツワナでは三つの州にまたがってあちこちに七つの地域に分断されておりますし、それからクワズル人のバンツスタンの場合は、四十一の地域に分散されております。そして、それらの十のいわゆるホームランドを「独立」させようとするのが南アの方式であるわけですが、地形からしてまったく国家という態をなしてはおりません。

ところでこうした方式を国民党は戦後政権を握ってから完全に実施するために、一九五〇年には南ア政府は集団地域法という法律を制定しまして、強制移住の実施に乗り出しました。そしてモデルケースとして一九六三年

には十の民族集団のうちの一つであるコーサ人にトランスカイ「自治政府」を成立させ、さらにそのトランスカイを一九七六年十月には南ア政府は「独立」させるに至りました。またその後、一九七七年にはボプタツワナを「独立」させ、一九七九年にはベンダを「独立」させ、一九八一年にはシスカイを「独立」させ、このように「ホームランド」を次々と独立させてきました。

しかし、「独立」しても実際問題としてこれらの地域では生活ができないわけなんです。アフリカ人の半分は「ホームランド」の外に出稼ぎに出かけざるを得ないわけです。南ア政府は「ホームランド」の外に出る黒人は外国人労働者として扱おうとするわけですが、今日の日本でも問題になっておりますように、外国人労働者の人権がしばしば問題になっておりますが、南アではこのような形にしてしまおうというわけです。

先程も申しましたように、「ホームランド」の半分の人たちはいわゆる白人地域に出稼ぎに出ざるを得ないということなんです。そしてバンツースタンに残っているのは子供と老人だけであとは「国外」に働きに出ていく

というのが一般的な形になっていきます。そして、「独立」させたといっても、南ア政府が財政の根幹部分を握っておりますし、さらにまた外交権もバンツースタンに与えておらず、それは南ア政府の傀儡の存在であると言えるかと思うわけです。

このようにアパルトヘイトは形で基本的にアフリカ人を一定の地域、すなわち一三%の土地に押し込めてしまおうという意味で、アパルトヘイトはしばしば人種差別とか、人種分離と訳されることがありますが、日本語に訳する場合にはその本質からして人種隔離と訳する方が正確であると思います。

しかし、それだけに限らないということです。隔離を指してこれをグランド・アパルトヘイト(Grand Apartheid)、グレイト・アパルトヘイト(Great Apartheid)と言いますが、それに対してベティ・アパルトヘイト(Petty Apartheid)、スモール・アパルトヘイト(Small Apartheid)というものもなされていきます。後者、すなわち目に見える日常的な差別も従来行われていたのです。最近はこのベティ・アパルトヘイトの部分につきまして

は手直しがなされてきているわけですが、以前ですとたとえば「白人専用」(Whites Only)というような掲示が出され、公園のベンチを白人だけが使える、あるいは水飲み場も白人のみが飲めるとか、またバスとか電車では白人と有色人種とを別個の車両にするとか、映画館とか教会も別にするという様に施設を分離するという政策が行われていたわけなんです。後から述べますように最近はこのベティ・アパルトヘイトについてはかなり是正されています。これは国際世論と国内での反対運動の盛り上がりの中でそのような動きが出てきているわけです。

三、アパルトヘイトと人権アプローチ

ところでアパルトヘイトの問題は一つは人権アプローチといえましょうか、人権という側面から見ていく必要性があるのと同時に、もう一つは自決権アプローチという自決権の側面から考察する必要があります。人権といえますと基本的に個人の権利でして、それに対して自決権は集団の権利でして、これらの両側面から見ていくこ

とが肝要と思います。まず人権アプローチの側面から見えていくことにいたします。人権そのものにつきましては連続講座の中で他の先生方からいろいろとお話があったことと思いますので、要約的にのみ述べることといたします。第二次世界大戦前の国際法とその後の国際法と比べて最も大きな違いの一つは、人権の国際的保障ということに関してであろうかと思えます。

戦前におきましても、たしかに少数民族の保護とか、あるいは奴隷売買を禁止するとか、婦人や児童を売買してはならないというような条約がありました。人権一般についての条約ではありませんでした。特定の人権に関するものであり、また適用地域も限られておりました。それが人権一般についての国際規則を持つようになったのは第二次世界大戦後の国際法であるということが言えるかと思えます。

このように、今日ではもはや国家権力は何事でも自由にできるというものではなくって、人権という規則によつて国家主権は制約を受けるようになっていくということを意味しています。裏からいいますと、国家権力は

人権を無視したことをしてはならないということとして、これは人類史にとって非常に大きな前進であるということですが、そして第二次世界大戦後、人権は全ての国家に関わる国際社会の問題だということになってきたことは非常に大きな特徴だと思えます、そしてご承知のように中国で天安門事件があり、国際社会におきましても注目された事件ですが、やはりこれは人権という側面での問題にしたわけです。現在では、思考したり、行動したりする際の一つの基準となっているのがこの人権だということが言えようかと思えます。

それではこのような転機をもたらした契機は何であったかということですが、やはり第二次世界大戦であったかと思うのですが、全体主義、すなわちドイツのナチズム、イタリアのファシズム、日本のミタリズムが人権を著しく侵害する、そして人権を侵害する中で他国へ侵略・膨張政策をやったわけです。すなわち国民に基本的な人権と基本的自由を認める中で対外的に侵略を行うようなことは出来ないわけです。日本でも治安維持法に示されますように、人権を蹂躪する中で対外侵略を行った

戦争であった」と、このように人権という側面から第二次世界大戦を位置づけているわけです。

このように、第二次世界大戦は人権を考える上での大きな契機を与えたということが言えるわけです。したがって戦争の過程で作成され署名された国連憲章は前文で人権を強調しておりますし、また国連は何のために作られているのか、すなわち国連の目的ですが、それについては定めた第一条で述べられております。その一つとして人権の基本的自由が掲げられておりますし、その外憲章はあちこちで人権と基本的自由の尊重について強調しております。これらについての詳細な分析については他の先生方が話されたと思いますので申しませんが、これらの規定が加盟国を義務づけるものかどうかについて一言だけ触れておきます。積極説と消極説の二つの見解がありますが、一つの解釈は憲章第五六条は「誓約する」(pledge)と規定しているものだから、加盟国に義務づけているという積極説と、もう一つは、これらの規定はプログラム規定として、達成すべき目標を定めているものであり、加盟国に義務づけるのはその後の展開の中で、

わけですが、このような全体主義に対して、連合国が民主主義、人権を擁護するために共同戦線を張ったということです。

このことは一九四二年一月連合国が署名しました連合国宣言ではつきりと述べられています。すなわち、同宣言は、「敵に対する完全な勝利を得ることこそが、生命・自由・独立・宗教的自由を守るために、また自国及び他の国において人権と正義を維持するために必要である」と。このように人権の擁護が第二次世界大戦の遂行目的であるということを高らかに述べております。さらにまた戦後作られましたユネスコの設立文書であるユネスコ憲章の前文でも第二次世界大戦の特徴について述べています。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」というよく引用される有名な言葉がありますが、それに続いて、「ここに終わりを告げたおそろべき大戦争は、人間の尊厳、平等、相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理のかわりに無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義を広めることによって可能にされた

たとえば条約を作る形によって初めて加盟国を拘束するんだという二つの考え方があります。

人権にはいろいろな自由権もあれば、社会権もあれば、あるいはまた請求権もあれば、あるいは参政権もあれば、いろいろな権利に分類されますが、憲章のように人権と基本的自由の尊重だけではあまりにも抽象的・一般的であります。さらにまた加盟国に義務づけているとするならば、憲章は具体的にどのような手続きで実施していくかという実施措置について規定していたであろうと思いますので、これらの点から私自身はその後の展開の中において加盟国を法的に拘束づけようとしているものと考えております。その後の展開として一九四八年十二月十日には世界人権宣言が、そして一九六六年には国際人権規約が採択されるということになりました。

このような、世界人権宣言、国際人権規約という発展以外に、現在では特定分野の人権を含めて国連が作った人権諸条約だけでも二十を越えておりますし、また米州人権条約とか、ヨーロッパ人権条約というような地域的な人権条約も採択されています。このような人権の国

際的保障、ないしは人権の国際化の意義ですが二つの意味があるわけです。一つは国内法で規定しているだけでは各国バラバラということになり、やはり国際的な人権に関する統一的な一つの基準 (International Minimum Standard) を設定したということです。それからもう一つは各国がその基準を絵に書いた餅ではなく、現実実施・履行しているかを国際的に監視することです。

このような発展の中でアパルトヘイトは人権と基本的自由に対して重大な侵害であるということです。それも個別的な人権の侵害であることはもとより制度的な侵害であるということです。アパルトヘイトは新たな奴隷制であるという方もおられます。リンカーン大統領が有名な奴隷廃止のための演説をやってから一二〇年以上たっておりませんが、しかしこのような奴隷制に類似するような事態が現在のこの地球上にまだ存在しているということを注目しておかなければならないと思います。またアパルトヘイトは集団殺害 (Genocide) の一種であるとする見解もあります。

形態は、とりわけこの内的植民地主義の性格を示すものだと言えるかと思っています。

第二次世界大戦後、民族自決権ということが非常に大きな問題になってきています。国連憲章第一条二項では「人民の同権及び自決の原則の尊重」を規定しております。自決権がこのように国連憲章で定められたからすぐさま自決権が法的権利として承認されたとは私は見ておりません。と申しますのは他方で国連憲章は植民地制度の保有を認めている規定を有しているからです。国連憲章を見ていただきますと、非自治地域制度とか、信託統治制度という制度を設けております。これらの制度を認めておることから、国連憲章によって自決権が認められたとは言えないと考えます。やはり私は自決権が承認されるのは、先程アフリカの年と申しました一九六〇年に国連総会は植民地独立付与宣言というのを採択するのですが、一九六〇年代においてであると思います。

この植民地独立付与宣言は非常に重要な国際文書で国連が作成した文書の中で最もよく引用される文書の一つであると言われています。ちなみに他の一つは世界人権

四、アパルトヘイトと自決権アプローチ

つぎに、もう一つの自決権アプローチにふれておきたいと思います。自決権アプローチ、あるいは非植民地化アプローチということなんですが、アパルトヘイトはアフリカ人の集団としての権利にも関係する問題であることを見ておかなければならないと思います。普通植民地というと、植民者は本国において、そして総督を派遣して、そのもとに植民地支配があつたわけです。南アの場合には植民者が現地に居住しているという意味において形態が異なっておりますが、これは一種の内的植民地主義 (internal colonialism) であると言えようかと思えます。すなわち植民者が多くの現地の住民を支配するということで、その本質の面から見まして特殊な形態の植民地支配であるということもいえます。この意味で南アフリカのアパルトヘイトは少数者が多数者を支配するという植民地的性格をもっているわけで、とりわけ先程述べたバンツースタン、「ホームランド」のように一定の地域にアフリカ人を押し込めて支配するという

宣言です。この植民地独立付与宣言が採択されてから、国連は植民地の問題に対する国際監督を強化し、またそれらの独立達成のために活発な活動を展開するわけです。そして国連が成果をあげた最大のものとは非植民地化の問題といわれています。このような展開の中で自決権が法的権利として承認されてくるわけです。

ところで、自決権でもう一つ注目することがあります。自決権には二つの側面があり一つは植民地などが独立する権利のような対外的自決権と、もう一つは対内的自決権ということです。この対内的自決権は独立している国の人民も持つ権利でもあるわけです。それは、全ての人民はその政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的社会および文化的発展を自由に追求する権利だということとして、為政者が国民の政治的発展、経済的発展、社会的発展、文化的発展を考慮しない時には、人民は自決権を行使することができる、言いかえれば体制選択の権利とも言えます。

この権利については、たとえば一九七〇年の国連総会が採択した友好関係宣言が言及しています。そこでは、

「人種、信条または皮膚の色による差別なく、その領域に属する全ての人民を代表する」政府を有しなければ主権独立国家とは認められない、そういう趣旨のことが規定されているのです。アパルトヘイトは、この対内的自決権にも関わりがあるということです。といいますのは後で述べますように、南アフリカの有色人種のうち、カリードとかインド系の住民には最近になって参政権を認めたのですが、しかし黒人には投票権が認められておりません。多数の占める黒人の意思が政治に反映されていないということは自らの政治的發展を追及できていないということを意味しています。このようにアパルトヘイトは対内的自決権にも関連する問題だということであります。

五、国連とシャープビル事件

ところで次に国際社会はアパルトヘイトに対しどのように対応しているかを国連の活動との関わりの中で考察したいと思います。

国連はその発足当時から南アのアパルトヘイト政策に

義に影響を受けておりまして、いわゆる無暴力主義による不服従運動という形態をとっていたのですが、一九六〇年三月二十一日にその転換をもたらす事件が発生しました。それは先程にも触れましたバス法に反対するデモンストレーションがシャープビルでなされた時に警察がデモ隊に発砲し多くの死傷者が出るというシャープビル事件が起きました。この事件は国連の対応に転機をもたらしました。

ところで、アフリカ人の抵抗には、三つの節目があったと思います。一つは一九六〇年三月のシャープビル事件で、二つ目は一九七六年六月のソエト蜂起です。ここにおいても死者は千人以上を超えたわけなんですが、これはヨハネスブルグの郊外にある最大の黒人の居留地ソエトで、黒人の学校でアフリカーンス語の使用を強制しようとしたのに反発した生徒達が立ち上がり、それを契機にして大きく運動が盛り上がった時です。もう一つは一九四八年九月以降の蜂起です。

このシャープビル事件を契機にして、国連の活動は非常に活発なものとなってきました。シャープビル事件が

ついて扱ってきましたが、一九六〇年までは、南ア政府に対して国連はアパルトヘイト政策の変更を求めたり、調査を行うだけで、それ以上の強い措置をとってはおりませんでした。一方、南アは同問題は国内問題だから、国連は内政に干渉すべきではないと主張しておりました。しかし、国連はアパルトヘイト問題は国際問題ではないとしても、国際関心事項(a matter of international concern)であるとして議題としてとり上げておりました。しかしながら、積極的な対応はしていなかったわけです。それが大きく変わってくるのは、アパルトヘイトに対する国際的な動きと国内の抵抗運動の高揚により、国連もより積極的な措置をとるようになるわけです。その国際的な面というのは、アフリカ大陸での民族解放運動が次第に南下してきたことです。もう一つは国内においてそれまでの抵抗運動が変わってきたことです。「ガンジー」というタイトルの映画を見られた方はご存知と思いますが、若きガンジーが弁護士として南アフリカで白人の乗っている列車に乗り込んだところ、車外に放りだされる場面があります。南アの抵抗運動はガンジー主

起きますと、アジア・アフリカの二十二カ国は安全保障理事会の開催を要請しました。理事会は、南アの事態はもし継続すれば国際平和と安全を危うくするものであると認定しました。また、一九六二年の第十七回総会ではアジア・アフリカの四十八カ国の提案により以下のような決議が採択されました。外交関係を断絶すること、南ア船舶に対して港を閉鎖すること、各国船舶の南アへの入港を禁止する立法を制定すること、南ア商品をボイコットすること、武器弾薬を含む商品を南アに輸出することを控えること、などの制裁措置を加盟国に求める決議を総会は採択しました。しかしながら国連総会の決議は勧告的効力しかないことから十分な効果は発揮していないという側面はあったわけです。

そのような面はあったものの一九六〇年以降、国連は活発な活動をはじめますが、まず人権問題として国連は対応しました。たとえば一九六三年の安全保障理事会の決議では、アパルトヘイト政策は国連憲章の目的と原則に反し、世界人権宣言の規定に違反するものと宣明しています。それが一九六〇年代の後半部分になりますと

自決権の問題でもあるというように国連は対応してきました。すなわち、一九六八年の国連総会は、はじめて自決権に言及しまして、アパルトヘイトは南ア人民全体の自決権を侵害するものであると宣言するにいたしました。

六、アパルトヘイトと国際犯罪

このような発展の中でさらに注目すべき国連のアパルトヘイトに対する対応がありました。一九六六年の国連総会はアパルトヘイトは「人道に反する犯罪」(a crime against humanity)であると非難しました。またその後、安全保障理事会でも同様な決議を採択しています。さらにその後、「人種の良心と尊厳に対する犯罪」という表現も用いられています。

ここで三つの事柄に注目したいと思います。その一つはアパルトヘイトは国際犯罪だと断罪していることです。ところで、国内法の違法行為は二つに分けられます。一つは民事上の不法行為であり、もう一つは刑事上の犯罪です。民事上の不法行為の場合、損害賠償を支払うということで落着くわけです。すなわち不法行為の場合

は私的自治の原則により相手の私的な法益・利益を償うことによって落着くわけです。しかしながら犯罪の場合は、被害者に損害を与えたというだけでなく、社会全体の法益を侵害したということで、刑罰が科せられることになっています。犯罪の場合には、社会全体の法益が問題とされるわけなのです。

国際法においては、従来は国際違法行為は国際不法行為に相当するものとして考えられていました。従来の国際法では、国際犯罪という概念はなかったわけですが、すなわち国際社会には国家が併存しているだけで、国家を超えた集権的な機構は存在しないということです。国連は世界連邦政府でも世界国家でもなく、国家が作った協力のための機構にすぎません。国際違法行為があっても相手国に対する国際不法行為として考えられていたわけですが、しかしながら国際法においても単に相手の国の利益を侵害したというだけではなくて、国際社会全体の法益・利益を侵害したという観念が出てきているわけです。それがはっきり国際条約の中で国際犯罪として規定されているものとして現在のところ二つあるわけです。

一つは、ジェノサイドで、「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約」で規定しています。もう一つはアパルトヘイトです。「アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する条約」の中で規定されているわけです。

第二に注目すべき点として、「人種の良心と尊厳に対する犯罪」の表現に示されるように人類という概念が出てきていることです。人類という概念が出てきているということは、現在の国際社会で非常に大きな意味を有していると思うのです。従来、国際法は国の間の法として国家を前提にして国家間の関係を調整する法として考えられていました。勿論、現在のところ世界法は存在しません、そのような中においても国家的利益とか、国家主権を超えて人類という概念がそこに示されていることに注目いたします。アパルトヘイトの関係以外にも環境や資源の分野でも人類概念が出て来ますが、南アのアパルトヘイト問題に人類概念が出てくることは、裏から言えば、人類の一員としてアパルトヘイトをあくまで注目し監視していく責務が当然伴っていることを意味していると私は考えています。

第三にアパルトヘイトの禁止の原則は強行法規(cogent laws)であるということです。従来国際法の規則は任意法規として特定国家の間で異なる内容の条約を締結しても条約当事国間では適用されましたが、現在では強行法規に反する条約は無効であるとなっています。このことは国際公序(international public order)の存在を前提としていることを意味しています。

また国連は、南アがアパルトヘイト政策という国際犯罪を行っていることから、南ア政権は正統性を有しないとして一九七四年以降、国連総会の出席を差し止めています。また、一九七六年の第三十一回総会では、南アの人種主義政権は正統政府ではなく、南アフリカ人民を代表する権利を有しないという決議も採択しています。さらに、最近では南アは独立国家とはいえないという見解すらも出てきています。また以上のことは逆に、同じ年に、裏側として解放団体の正統性を承認しています。「アフリカ人民族会議」(ANC)と「アザニア・パンアフリカニスト会議」(PAC)という民族団体に一九七四年の第二十九回総会は、国連でのオブザーバー資格を認めま

した。そしてこれらの団体はまた南アの人民の圧倒的多数を代表する真正の代表であることも総会は認めました。このように南ア政府の正統性が否認され、解放団体の正統性が認められているわけです。

さらに国連の活動の中でもう一つ注目したいことは、国連の制裁についてです。一九六二年、すでに国連総会は制裁決議を採択していますが、しかしながらそれは勧告に過ぎず法的拘束力を有しておりません。しかし、アパルトヘイトをめぐる状況の変化の中で一九七七年に安全保障理事会はついに南アに対して憲章第七章に基づく制裁を科すにいたりました。武器弾薬を南アに供与してはならないということに限られていることから部分的経済制裁なのですが、これは国連加盟国に対して行われた最初の例であり大きな意義を有するものと言えようかと思えます。もちろん南アと密接な関係のある国の反対によって残念なことに全面的経済制裁は採択されていないわけです。南アとしては黒人を弾圧する武器は国産できますので、この制裁措置はあまり大きな効果を持たないかと思えます。しかし、アパルトヘイトに対する国際社

会の対応が集会的な強制措置をとるにいたっている点には注目すべきことと思います。

七、最近の南ア政府の動き

ところで、一九八〇年代に入り、南ア政府のアパルトヘイト政策には大きな変化が生まれてきます。国内での反アパルトヘイト運動が高まり、またアパルト廃絶の国際世論が高まってくる中で、南ア政府は、いわゆる懐柔政策をとるわけです。たとえば一九八三年には憲法を改正しまして、カラードとインド系の住民には参政権を認めました。これは分断政策なんですが、また一九八四年には白人とカラードとインド系の三人種別の三院制の議会を設けました。さらに一九八五年には背徳法とか離婚禁止法という法律を廃止しました。また一九八六年にはパス法を廃止しています。さらにまた一九八八年十月に、地方議会選挙が行われたのですが、南ア政府はこの選挙には黒人にも投票権を認めました。しかしこれは地方議会選挙だけに名目的な投票権を認められても意味はありませんから、ANCはボイコット運動を行いました。そ

のため投票率は三〇%ぐらいにしか達しませんでした。

南ア政府のこれらの懐柔政策はアパルトヘイトの廃絶にとり全く意味がないというわけではありません。たとえばパス法が廃止されたことにより一定の前進が得られたことは事実だと思われけます。この法律は、通行証を必ず携帯しなければならないという法律ですが、一九八三年だけで二六万二九〇五人の黒人がパス法違反で逮捕されています。また一九一六年以降全部で一八〇〇万件のパス法違反があったのですが、このような悪法が廃止されたことは改善であると評価できると思います。しかしながら、いわゆるアパルトヘイトを支える根幹部分の法律については依然として廃止されていないということです。アパルトヘイトのマジナルないわゆるペティ・アパルトヘイトのような部分しか是正されていないということです。

ところで、一九八九年九月、ボタ政権からデクラーク政権へと交代しました。ボタ政権の当時国民教育相であったデクラーク氏が大統領になったわけです。同大統領は対話路線を打ち出し、一連の動きを示しました。例え

ば、一九九〇年二月十一日にネルソン・マンデラ氏が釈放されています。また同年五月十七日には公立の病院は全ての人種に開放することが打ち出され、医療上の差別はなくなることとなりました。さらにまた一九九〇年六月七日には非常事態宣言が解除されました。それから今年の六月十九日ですが、三人種別議会は公共施設の使用について人種上の差別をやめることとしました。

さらにまた最近の新聞の報道によりますと、集団地域法とか、また最近のデクラーク大統領は、人種ごとに居住地域を定める集団地域法や人種の区分けをする基本法である人種登録法の撤廃方針について述べています。その具体的な実施の日は述べてはおりませんが、ペティ・アパルトヘイトだけではなくて、アパルトヘイトの根幹を占めるような法律である集団地域法や人種登録法についても、廃止について言及しているように、かなり大きな変化が現れてきていることは事実です。

さらにまた次のような新聞報道が最近ありました。教育はアパルトヘイトのコーナーストーンとも言われていますが、南アでは人種別教育が行われています。そして

黒人の子供と白人の子供に対する教育費は六倍の差があるといわれているのですが、南アフリカ共和国の教育文化担当相は、一九九〇年三月二十五日、来年から白人だけを対象としている公立校に黒人など他人種が入校することも許可するという部分的な人種別教育緩和策を口にしています。このように最近では教育というアパルトヘイトの根幹を占めるような制度の手直しについても言及されるようになってきているのですが、これらは国連を初めとする国際世論、また南ア国内のアパルトヘイトへの戦いの大きな成果であると思います。しかしながら、これらを南ア政府の単なるジェスチャーに終わらせないためにも、私たちはその完全実施まで見届ける必要性があると考えます。

八、アパルトヘイトと日本

それでは次に日本と南アとの関わりについて述べたいと思います。日本政府は南アとは外交関係をもたず領事関係にとどめています。しかし実際には大使級の人を派遣していると批判する人もおりますが、公式には外交関

係はもっていないということです。また日本として、直接投資を認めておりませんし、スポーツとか教育文化の分野での交流を制限もしておりますし、また武器輸出決議を南アに適用しています。

しかしながら、南アとの貿易量は非常に大きい数字を示しています。その後、少し順位は下がりましたが、一九八七年では日本の対南アの貿易は世界で一番にまで突出していました。一九八八年十一月には国連総会は名指しで日本を非難する決議を採択しました。最近第一位でなくなったと言いますが、依然として大きな通商額を維持しています。日本人は名誉白人の地位を与えられています。名誉白人というのは、居住とか施設を利用する時には白人並みの扱いをするということです。我々の皮膚は白くもないのに白人扱いを受けること自体、非常に奇妙なものと思います。世界のスカンクと言われている南ア政府から、名誉白人の待遇を得て喜んでいるとすれば、その方の人権感覚を疑わなければなりません。

しかしながら最近、南ア政府がアパルトヘイトの手直しをしてきているということから、イギリスのサッチ

ャー首相は一九九〇年度になって南アに対する経済制裁を解除することについて言及したのですが、しかしアパルトヘイトの廃絶の最後まで見極める必要性があるのではないかと思います。

日本の場合、とりわけハイテク産業という付加価値の高いものを作るような段階にあるわけです。そのハイテク産業には、希金属（レアメタル）を必要とし、南アからたくさん輸入しているのですが、南アの黒人を犠牲にした上での通商といわざるを得ないと思います。南アの黒人の指導者ネルソン・マンデラ氏もまだ解除をするべきではないと言っています。私たちはアパルトヘイト廃絶のために闘っている南ア黒人と連帯し協力するため、希金属の安定した供給地を他に探したり、あるいはまた高度な技術をもっている日本ですから、代替品を開発したりして乗り切っていく必要性があるのではないかなと思っています。

つい先日ですが、龍谷大学の川端教授がアパルトヘイトに関する論稿を学生向けの新聞に書いておられました。その見出しは、「君はビールをやめられるかい？」

というものでした。どういう内容なのか読んでみると、ビールの中にはコーンスターチというものが入っているのですが、このコーンスターチは南アから輸入しているんです。ビールを飲めば自ずと南アと関わりを持つことになるわけです。希金属だけでなくこのようなビールについても代替品や他の輸入先を考える必要があるのではないかなと考えます。

私たちは、基本的人権尊重主義、国民主権主義、平和主義という基本原理に立脚する憲法を有しています。また、日本国憲法の前文には、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」ということを高らかに謳っています。国際社会において名誉ある地位を占めるためには、アパルトヘイトという国際犯罪に協力すべきではなく、その抑圧・鎮圧のために努力しなければならぬと思います。ところで我々自身、経済大国日本に居住しているのですが、日本は経済的な面だけでなく、アパルトヘイト廃絶に向けても国際的に大きな役割を果たすべきだと考えます。

ところで、私たち個人個人も心の奥底において、アパルトヘイトのような意識や感情を有していないか常時点検する必要があるのではないかと思います。最近、日本人の中には第三世界の諸国やその人達に対して不遜で傲慢な態度をとる人を散見しますし、また欧米諸国に対してでも、もはや欧米から我々は学び、また得るものはなくなったというような傲慢な言葉すらも聞くこともあります、まさにこれは心の中のアパルトヘイトではないかと思えます。

ところで今は国家や国家主義にしがみついている時代ではないと思います。人類は「宇宙船地球号」という一つの天体に住んでいるわけですが、私たちは高い人権意識と感覚を保持しながら全人類的課題——それにはアパルトヘイト問題も含まれますが——の解決のために努力することが必要ではないかと考えます。

現在世紀末の時代を迎え、世界は激動しています。二十一世紀はどのような世紀か、まだ灰色の状況ではつきりしていませんが、少なくとも言えることは人権が重要な位置を占めるであろうしまたそうしなければなら

ということだと思います。人権はものごとを考えるための一つの大きな判断基準となり、また行動する際の一つの重要な判断基準となるでしょうし。またそうしなければならな

いと思うのです。

国際社会は現在のところ世界国家ではなく、国家をその主要な構成単位としています。この意味で国際社会には国家を超えた集権的な組織体というものはありません。したがって、国家に国際法を遵守させ、人権を守らせるためには、国際世論の力が必要です。アパルトヘイトを抑止し鎮圧するために私たち個人個人が常に注意し監視して国際世論を高めることが必要です。日本国憲法第十二条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定しています。

権利や自由を守り維持するためには日常的な努力が必要であると憲法は言っているのですが、アパルトヘイトを廃絶するためには同じことが言えようと考えます。国連の諸決議や条約においてアパルトヘイトは国際犯罪であるとしています。しかし、これらの国際文書でアパ

ルトヘイトが断罪されたことによって、アパルトヘイトはなくなるものではありません。アパルトヘイトをなくするためには、私たち個人個人の実践努力が必要であると考

えます。

(本稿は一九九〇年十二月七日に行われた東洋哲学研究所の公開講座「人権・グローバリズム・宗教」における講演内容に加筆したものである)

(いえ まさじ・神戸市外国語大学教授)